

松崎明氏の「国家賠償請求等訴訟」への不当判決を断固糾弾する（声明）

「業務上横領」容疑で行われた一連の強制捜査と西岡記者への警察情報流布に対し、松崎明氏が東京都（警視庁公安部）と国（東京簡易裁判所）を相手取って起こした国家賠償請求等訴訟で、東京地方裁判所は6月24日、「原告の請求を棄却する」という不当判決を言い渡した。

裁判所の判決では、原告がJR総連やJR東労組、さらには事業協会や鉄道ファミリーなどの関連団体に大きな影響力を有しており、業務上横領の嫌疑があると認められるからには令状発布請求や報道発表に違法性があるとはいえないとして、公安二課の捜査令状の請求を認めた。また、そのことによって関連性のない物を押収したとしても、警察官の責任を問うものではないとした。さらに、多数の押収品は、還付されるまでに約2年もかかったにも関わらず、違法とは言えないとした。

一方、西岡記者の『週刊現代』での連載記事は「原告が革マル派の最高幹部であり、JR東労組やJR総連加盟の単組は原告が指導する革マル派に支配され、反社会的な行動を繰り返していること、原告がJR東労組等の組合財産を私物化していることなどを印象付けるものであり、原告の社会的評価を低下させるもの」として名誉毀損を認定した。

しかし、警察幹部による西岡記者への捜査情報リークの事実を認めたにもかかわらず、警察幹部には、西岡記者の記事で松崎氏の社会的評価の低下を予見できないから賠償責任がないとした。

また、東京簡易裁判所の裁判官の令状発布に対しては、被疑事実の真相を解明するために必要であると判断して令状を発布したもので、違法もしくは不当な目的をもって権限にそむいたものではないとして、東京都と国に対する請求の全てを棄却した。

このように判決では、「業務上横領事件」が不起訴となっているにも関わらず、警察が嫌疑を持てば何でも差押が認められるとしている。そして、マスコミへの捜査情報のリークという警察の違法行為までも裁判所が認めたのだ。これは、警察と裁判所が一体となって国策捜査に対して物申す者は許さないという姿勢であり、断固糾弾し、この暴走に歯止めをかけなくてはならない。

JR総連は、この間の闘いの成果の上に立ち、反転・攻勢のいま、さらに邁進するものである。そして、平和・人権・民主主義を求めるあらゆる人々と連帯し、闘う労働運動に対する破壊攻撃に警鐘を鳴らし、当面するJR浦和電車区事件と蒲郡駅事件の上級審での勝利を勝ち取り、「スパイ糾弾訴訟」と「小説労働組合訴訟」での勝利を勝ち取るために闘い抜くものである。

2009年6月24日

全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）